

財務省告示第三百七十九号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十四年九月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。

平成十四年十月四日

財務大臣 塩川 正十郎

一	名称及び記 利付国庫債券（十年）（第二百四 十一回）	二	発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項	三	発行方法 郵便貯金資金による引受け	四	払込金額 額面金額で四千五百億円	五	額面金額 四千万円、三億四千万円	六	種類 円、一億円及び十億円の六種	七	発行行 額面金額百円につき百円五十二	八	発行価格 額面金額百円につき百円五十二	九	利率 年一・三パーセント	十	初期利子率 平成十五年三月二十日を支払期 とし、次の算式により算出した 金額を支払う。ただし、支払期 が銀行休業日に当たるときは、 その翌営業日に支払う（以下、 次号及び第十二号において規定 する期日について同じ。）。	十一	第二期利子 毎年三月二十日及び九月二十日 を支払期とし、各支払期におい て、その日以前六月間に属する 利子を支払う。
---	----------------------------------	---	--	---	----------------------	---	---------------------	---	---------------------	---	---------------------	---	-----------------------	---	------------------------	---	-----------------	---	--	----	--

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 十 十
五 四 三 二

払 払 元 償 償
込 場 利 還 還
期 所 金 金 期
日 支 額 限

平 取 国 日 額 平
成 扱 債 本 面 成
十 店 代 銀 金 二
四 並 理 行 の 額 十
年 び 店 の 本 円 年
九 に 及 本 店 に つ 九
月 取 び 店 支 き 月
二 扱 国 債 店 百 十
十 郵 債 元 支 円 日
日 便 元 利 店 代
局 利 金 支 理 店
 局 金 支 店 、